



立 監 第 590 号
令和 4 年 12 月 23 日

立川市長
清 水 庄 平 殿

立川市監査委員 村 木 良 造
同 土 谷 伸 明
同 門 倉 正 子

令和 4 年度第 2 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和4年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの子ども家庭部（子育て推進課、子ども家庭支援センター、子ども育成課、保育課）が所管する事務の執行等

3 監査の項目及び着眼点

事務の執行が法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- (1) 予算の執行事務は適正に行われているか
- (2) 現金、郵券等の管理は適正に行われているか
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は適正に管理、使用されているか
- (4) その他財務及び事務事業に関する必要事項

なお、上記の項目に関する事項のうち、特にリスクが高いと認められる次の事項を着眼点とした。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して支払っているか
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認し、必要な助言・指導を行っているか
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、条例等のとおり行っているか
- (エ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正はないか
- (オ) 備品の保守・点検・修繕等を行っているか
- (カ) 要綱と様式等は一致しているか

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画等に基づき実施した。

5 監査の実施内容

監査の対象が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に従って、適正かつ効率的に行われているかなどについて、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、実施した。

監査の期間は、令和4年9月12日から同年12月23日まで。

第2 監査の結果

事務の執行は、監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

なお、このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 使用料及び手数料について

- ① 記載事項について、「職権修正」のゴム印を用いて修正したことにより、修正前の記載事項が判読できないものがあつた。(子ども育成課)

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類等について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 報酬について

- ① 休憩について、従事時間が連続して6時間を超えているにも関わらず、「休憩なし」としているものがあつた。(子ども育成課)

(2) 委託料について

- ① 実績報告書について、提出した事業者名等が記載されていないものがあつた。(子ども家庭支援センター)
- ② 特命随意契約について、過去に「決定されている」「承認を受けている」ことを、何年も引き続いて具体的理由としているものがあつた。(子ども育成課)
- ③ 実績報告書について、「法人名又は団体名及び代表者職氏名」を記載すべきところ、「保育室名」や「診療所名」が記載されているものがあつた。(保育課)

(3) 扶助費について

- ① 医療助成費支給申請書に添付される療養費等の支給を証する書類について、原本を徴取できない場合に使用したゴム印(市が支払った内容を明記するもの)に、誤った取り扱いをしているものがあつた。(子育て推進課)

3 備品の管理について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

- (1) 「設置場所等」が不明確なもの、記載がない（空欄となっている）ものがあった。（子育て推進課）（子ども育成課）（保育課）
- (2) 「非活用」なもの、「廃棄」や「所管異動」の手続きを行っていないものがあった。（子ども家庭支援センター）（子ども育成課）

4 現金の取扱について

立川市公金取扱指針に基づく帳票は整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、おおむね適正に取り扱われていたが、次のような点が見受けられた。適正に取り扱われたい。

- (1) 「現金出納簿（準公金）」の記載について、実際の現金の動きとは異なっていた。（子ども育成課）
- (2) 準公金について、「立替払」を行っていた。（子ども育成課）
- (3) 準公金について、「準公金事前持出許可申請書」による申請なく、現金の持ち出しを行っていた。（子ども育成課）
- (4) 収納した現金を金融機関に収める期間について、10日超となっているものがあった。（保育課）

5 車両の管理状況について

立川市庁用自動車等管理規程に基づき実査したところ、おおむね適正に取り扱われていたが、次のような点が見受けられた。適正に取り扱われたい。

- (1) 自転車について、ライトやベル等が不良となっているものがあった。（子ども家庭支援センター）
- (2) 自転車について、パンクしていることから、使用できない状態のまま保管されているものがあった。（子ども育成課）

6 要綱等について

要綱等について、次のような例が見受けられた。適正に事務の執行等をされたい。

(1) 使用している様式が要綱等と異なっているものの例

- ① 立川市児童手当等過誤払金収納管理要綱（子育て推進課）
- ② 立川市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（子育て推進課）
- ③ 立川市病児・病後児保育事業実施要綱（保育課）
- ④ 立川市認証保育所利用者負担軽減補助金交付要綱（保育課）

(2) 要綱の見直しを求めるものの例

- ① 立川市放課後子ども教室推進事業実施要綱（子ども育成課）
- ② 単位子ども会指導活動事業委託実施要綱（子ども育成課）
- ③ 立川市病児・病後児保育事業実施要綱（保育課）

7 その他

- (1) 公印の押印について、回議書の公印審査欄に公印管守者等の押印がないものがあった。(子育て推進課)
- (2) 立川市児童手当等過誤払金収納管理要綱第3条で規定している承認申請に用いる第2号様式について、押印廃止の対象となっていないにも関わらず、押印を求めずに受付していた。(子育て推進課)

以上